

の際も慎重を期してもらいたいというふうには私は思ってるんですが、進め方としてそのことはどうお考えか、お聞かせいただきたいと思いません。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 ただいまあったことについてはごもっともだというふうには思いますけども、ただ、まちづくりをやる場合であっても財源が必ず必要になってくるわけです。平成18年度においては、平成16年度の起債制限比率20%以下であれば起債は許可しますという一定の方針は出されていますけども、19年度も果たしてそうなのだという事にはなっていないわけです。そうすると財源が調達できなければ必然的にそういった見直しは当然出てこなければならぬということになるわけですし、受益者負担のお話でありますけども、従来から私、申し上げておりますけども、新税などを創設するよりは、私個人の考え方として、むしろ適正な受益者負担をお願いすべきだというふうに思っていますが、その辺のところは総体的に考えながら、それぞれ調整しながら進めていかなければならないことだというふうに思っております。

○佐々木榮七委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上お願いいたします。

### 認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

○佐々木榮七委員長 それでは、認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定についての一般会計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部につい

て質疑を行います。事項別明細書の27ページから52ページまでであります。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 45ページのレインボープランコンポストの売り払い収入について、ここは企画調整課長になりますか、お尋ねいたします。成果報告書の12ページに詳しく書いてあるわけなんですけれども、売り払い収入これだけというふうになりますけれども、私は中央地区内でないですから、外れてるんですね。成果報告の中というのは、これでいくと生ごみの処理が1,042トン、畜ふん444トン、こういうふうにもみからも記載なってますね。この重さ分というのは、本来ほかの市町では袋に入れて焼却に回ってる部分だと思うんですね。そういうところを換算したもんなんでないんですか。この分を、例えば1袋3キロなら3キロって計算すればこれぐらいになるよと。成果報告というのは、本来やっぱりそういうふうにするべきでないかなというふうに思うんですね。換算の仕方をして、そうでないと金かけた割合には実績報告の220万円しかないんでないかというふうにしかならないと思うんですね。私らにとってはこの分が入る分を袋を買ってごみの分を出すんですね。そういう意味ではあまねく公平に中央地区の皆さんも享受してるんだと思いますから、この部分はね、そういうふうにごみを少なくしていくというのは最も目標とすべきところだと思いますけども、そういうふうな成果というのは考えたことがないですか。

○佐々木榮七委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 一つは、ごみを少なくしていくというご指摘があったと思います。そちらの減量化については、古いデータであります。平成8年、スタートした時分とその前というようなことで1,000トンほどですか、生ごみについては燃えるごみ、生活系のやつが減っ

+

てきたというような基準は一つ持たせていただいているところであります。

あと費用の部分についてコンポストの収入、220何がしということございます。そのほかにも畜ふんの処理手数料というようなこともありますんで、それに対して歳出がどうなのかと。人件費、職員の部分を除いてなんですけど、2,377万円ほど一応は計数的には処理してるところであります。それとあと収集経費等もございまして、若干データの古いんですが、17年度と生ごみを焼却した場合等と比べております。17年度の数字でいくとトン当たり3万2,637円というような数字が出てます。17年度の生ごみを焼却した場合の数字はまだ出てないんですけども、16年度当たりで見ますと大体2万4,300円ということで、レインボーの方が若干トン当たりは高くなってるのかなと思っております。

ただ、この数字も当該年度で大きなセンターの機械の修繕なり部品の交換となれば、やっぱりその部分が運営の方にもはね返ってきますので、一概には年度年度で比較というのは余りどうなのかと、意味があるのかなというふうには思っているところです。以上です。

○佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 この部分の評価は、私はもう一面があると思うんですね。まず、焼却しなくてもいいものが1,000トンほどあるんだよということが一つあると思います。置広の分担金ももちろんこれに量に比較して負担割合が生まれてきますし、もう一つは、やっぱりそういう早くから生ごみを堆肥化していくという意味では、視察の数がすごかったですね。最近ちょっと少ないんですか、わかりませんが、その意味でやっぱり焼いた方が安いというのは、これは意外と単純にそのとおりで思うんです、私は。だけれども、10年を超えたこのシステムの中で、私はこういう非常に大きな成

果としてあるのは、これが、この方式や、またはいわゆるもう一回リサイクルしていくという方式が、今もう全国でそうしなければならなくなってきたところがあるんですね。そういう意味ではやっぱり成果としてここにこういう227万円という数字でなくて、もうちょっとやっぱり広く見て、今度資料つくるときにそういうふうをお願いしたいなというふうに思うんです。

○佐々木榮七委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 ただいま委員からお話出ました視察の数、確かに最盛期4,000とか5,000とかという数字もあったことも確かだと思っております。その部分で人数が最近、ちょっと近い数字今持ち合わせていませんが、減ってきていることは確かだと思っております。ただ、数字の、いらっしゃる部分の考え方として、リピーターといいますか、あと専門性の部分であるとか、そういう部分は非常に深まってきている部分でありますので、事業がスタートした時点とはやっぱり違う状況も出てきていると思います。ですんでご指摘の部分、レインボー推進協議会の方でもかつて粗々の経済効果というようなこともつかもうとしたような場面もあるようございまして、もう少しこの循環のサイクルで、例えば虹の駅の方での経済効果とか考えられる部分は抽出すればあるのかなと思いますんで、研究させていただいて、成果、特に今、私どもの方で実施計画の方なんかもやらせていただいておりますが、なるべくアウトプットといいますか、その部分、数字であらわせるものをとにかく抽出したいと思いますが、なおおっしゃるようになんか数字にあらわれない部分も見ていきたいなというふうに思います。以上であります。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 27ページについて税務課長にお尋ねをいたします。きょう先ほど来納

税意識の高揚と住民のコンセンサスを得る努力についていろいろ質問があり、またそれに対する答弁の中で税務課を中心とした職員の皆さんがこの問題に対して力を注いでおられることに対して心からねぎらいを申し上げるものであります。

そこでお聞きをいたしますが、17年度の税制改正によって大変市民税が上がったというふうなことで、いろいろ私も直接相談に、どうしてこんなに上がったのかとか、いろいろ相談に来られたり、あるいは市への問い合わせがあったのではないかと、県内のいろんな自治体の方々にお聞きしますと、1日で200件も相談があった、電話があったというふうなこともお聞きしますが、その点ではどのような状況であったのか、お聞きをいたします。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 先日の13市の税務課長会の中でもその話が話題になりました。藤原委員おっしゃるように、市によりましては200件を超える問い合わせがあったというところがございます。長井市の場合、若干の問い合わせは例年より多くございましたけれども、特に100件単位の問い合わせがあるというところまでふえませんでした。ただ、年金の控除額が引き下げになりましたり老年者控除が廃止になったりいたしましたので、そのほか昨年まで125万円以下の所得の人は非課税という制度がありましたが、それがなくなりました。それによりまして年金者の中で申告をしなければならないという人が発生してきたんですけれども、そちらの方の周知がまだ不十分だったようで、昨年度と同じように申告が必要ないでしょうというふうに思っておりました方がいらっしゃるようで、そうした方には改めて通知なり広報なりをさせていただいたりをしております。

なお、これからも地区の座談会等がありましたら、その辺の説明も回らせていただきたいと

考えております。現在そのための資料、税制改正の前と改正後でどのような影響があったかというのをわかる資料も作成をしておりますので、ぜひ地区での座談会等がありましたらお声をかけていただきたいというふうに思っております。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 そうした資料をぜひいただきたいものだと思いますが、16年度まで市民税非課税の方々については障害者、あるいは未成年者、それから65歳以上の高齢者の方々、それから寡婦、だんなさんを亡くされた方だけでなく奥さんを亡くされた方も含めて、その人は前年度の合計所得金額125万円まで非課税であったわけでありまして、これがこのたびの改正でどうなったかについては税務課の成果報告書の中にもありますが、18年度から65歳以上の高齢者を削除するわけですね。ですからこの高齢者の方々に市民税が新たにかかるというふうなことになるわけです。しかし、この障害者と寡婦の非課税規定がありまして、これについて17年度その内容について税務概要を見ますと、非課税件数が1万と271人、こうなっているわけですが、これが18年度ですと何人になっておりますか。17年度をしているのに18年度の話聞くんではちょっとあれですが、参考までお聞きします。

(「済みません。税務概要の何ページでしたでしょうか」の声あり)

(「18ページ。(5)非課税件数の内訳」の声あり)

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 お手元に18年度の税務概要はおありでしょうか。先週の一般質問の2日目のときに18年度の税務概要を配らせていただきました。それをごらんいただきたいと思います。18年度の非課税件数の内訳でございますけれども、合計といたしまして1万271人、17年度と人数的には今年度はたまたま同数になってござ

+

います。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 この内容についてちょっとお聞きしますが、例えば3月15日の申告期限が過ぎた現在、市民税の期限後、申告によって障害者非課税措置と所得控除を受ける方法について若干お聞きしたい。3点についてお聞きしたい。1点ずつご答弁をお願いしたい。

それで1つは、市から障害者控除対象者認定証明書、これを発行してもらいますと税制上、障害者と認められている人は障害者手帳の交付が必要なわけですが、その障害者手帳の交付でこの非課税認定がされますか。障害者手帳を持っていて。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 障害者手帳の級数によりまして控除額が定められておりますので、それに基づきまして控除がされることとなります。

なお、申告期限後でありましても、まず申告をしていただくことが必要ですので、ぜひ申告後でありましても申告は可能でありますので、申告をいただきたいと思えます。

余り古くなりますとさかのぼった控除ができなくなるというおそれもありますので、早い時期にお願いをしたいというふうに思えます。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 そのように伝えていきたいと思えますが、この手帳をなくした場合です、市長の方で障害者と認定すれば認定証明書が交付されますか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 税制上の控除の際には紛失した場合どうなるかというのはちょっとわかりませんので、基本的には再発行をしていただくということになるのかと思えます。

あと通常の申告時点のときであります、前年度の障害者の級数が大体わかりますので、その場合は本人から級数の変更がないかというの

を確認させていただきまして控除させていただいておりますので、申告時に必ずしも障害者手帳の提示をいただかなくてもこちらの方で情報としてわかりましたら控除をさせていただいております。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 わかりました。そうすると介護認定を受けた人の場合は、市が介護認定の審査で利用した、例えばなくした場合、介護審査の認定の審査で主治医の意見書というものがもらえるわけですね。今の答弁ですと、こういったもの必要ないと。いや、何かその証明になるものを出せというようなこととなりますとそういうこともあるのかなと思って今質問しているんですが、主治医の意見書というのはこれがあるわけで、昨年度の認定証明書を交付してもらおうというそういう自治体もあるというふう聞いております。あるいは介護認定時の主治医の意見書で代用できるというふうにした自治体もあると聞いておりますが、そういった対応をしなくとも今さっき税務課長が答弁されたようなことで対応ができるんですか。もしもこの障害者手帳なくした場合どうするかというふうなことに私は今聞いているのですが、こういったこと、この介護認定のときの資料を出せば代行できるのかということ聞いてるんです。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 済みません。ちょっと具体的な事例がわかりませんが、介護認定と障害者の級数の認定は違うと思えますので、その介護認定の調書なりが障害者級数を証明してくれるかというところまではちょっと私はしては確認できないのではないかとこのように思っております。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 結局軽減される数値が介護認定の中で判断されるというふうなことで、これができるのではないかと、あるいはまたそ

れを代行している自治体もあるというふうなことを聞いたもんですから、今お聞きしているわけで、これについてぜひ検討をしていただきたい。いかがですか。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 済みません。そのような対応ができるかがちょっとわかりませんので、今は何ともお答え申し上げられません。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 例えば寝たきりの場合、認定証明書がなくとも市民税の申告をすれば控除が受けられるかどうか、お聞きします。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 先ほどもお答えしましたように、障害者の級数によりまして控除額が決まっております。このため寝たきりの方がどのような障害者の級数の指定を受けているかというのをもとに控除をさせていただいております。特に前年度のデータがありまして、ことしも変わりがないという場合は問題はないかと思えますけれども、級数が上がりました場合、特に控除額が変更になりますような級数の変更があった場合は当然それなりの証明できるような資料がなければこちらとしては控除ができないということになります。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 これまでこの控除を受けていた。しかし、寝たきりになったというふうなことで認定証明書がなくとも市民税申告すれば控除が受けられるのではないかと。これは簡単な話じゃないですか。それはだめなんですか。そこをちょっともう一度お聞かせ願います。

○佐々木榮七委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 寝たきりの状態が障害者の級数に変化があったかというのは確認できませんので。その障害者の級数が変わったという証明書があれば当然控除の対象にはなります。

福祉事務所で介護認定の証明書を発行してお

ります。その発行の内容によりまして要介護度の高い方につきましては障害者の級数が何級に該当するかというのも確認できますので、その証明書があれば級数に該当するところが特定できますので、その場合は控除対象になります。

○16番 藤原民夫委員 わかりました。

○佐々木榮七委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結します。

次に、認第1号の一般会計の歳出について質疑を行います。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。53ページから71ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。72ページから88ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。89ページから100ページまでであります。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 あんまり進み方早いもんですから。92ページにカジカ養殖施設土地賃借料がございますね。農林課長ですね、お尋ねいたしますが、これを払っていきやいけないという理由は私わかるんです。いつからの事業だかなんてそんなあんまり関係ないんですが、これやめたときがありますね。要するに電柱が倒れてモーターが回んねくなって酸素供給できなくなってこの事業は、全滅したんですね、あのときカジカが。それでこれやめたのです。やめて、それがいつかというのは私わかりませんが、その後、施設を壊すよりは要するに

+

やめようとするれば更地にして返さなきゃいけない約束を多分してるんだと思いますね。壊す費用がどれぐらいかかるかわからないし、再開しようなんていうめども立たないわけですし、賃借料だけ払っておきましょうというふうにしてずっとやってると思うんですね。それ何年だったかわかりませんが、10年に、例えば面積もわかりません。例えば1反であれば、あの辺の田んぼであれば今普通売買されれば100万円程度だと思っただけで、多分。しないですね。本当はあそこは道路にうまくかからないかと思って考えていたところですね。あそこの道路。かからなかったですね。広域農道の方につながる道路で。これ生涯この金をずっと払っていくつもりでいるかどうかですね。例えば1反100万円としても、10年分これで買えるんですよ。壊すの嫌だったら買うとか、何か処理する方法はあるんでないかと私は思うんですけども、どんなふうにご検討おられますか。

+ ○佐々木榮七委員長 梅津和士農林課長。

○梅津和士農林課長 蒲生吉夫委員のご質問にお答えいたします。

この土地については、蒲生吉夫委員が先ほどおっしゃられたような経過で事業中止したという経過がございまして、地権者の方からはやはりおっしゃられたように更地で返してほしいというふうな要望がございまして。

今の計画ですと、この前の産業・建設常任委員会でも報告いたしました。平成20年度に450万円の予算で施設を解体いたしまして、更地にして地権者の方にお返しするというような計画がございまして。それまでにつきましては最低周りの農地に害を及ぼさないような草刈りなどを実施いたしまして保全に努めてまいりたいというふうな考えでございます。以上でございます。

○佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 解体は450万円ぐらい

かかるというわけですが、4反あれば、生涯使わないものかもしれないけれども、買い取っておくという方法だっただけではないですね。それ以下であれば、どういうふうにするかわからないけれども、この方針決めたんですか、すると、解体するというの。

○佐々木榮七委員長 梅津和士農林課長。

○梅津和士農林課長 蒲生吉夫委員のご質問にお答えします。

これはあくまでも計画ですが、地権者の方から返してほしいという要望がございまして、それに基づきまして財政当局と財政計画の中でどのようにして返すかというふうな協議をした結果でございます。

450万円という数字は、財政計画がいつの時点だかちょっと私、記憶にございませんけれども、平成16年度に財政計画がまず示されましたときには450万円という数字がありましたので、先ほど蒲生委員がおっしゃいましたように、当時今よりも田んぼの値段高かったわけで、その値段と小作料を基準にしているというふうなことでございますので、450万円という数字が妥当なのかどうかはやはり再度計算してみる必要はあるというふうに思います。以上です。

○佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そこはわかりました。

その同じページの下に学校給食用レインボープラン認証栽培米供給経費負担金でございますね。これは60キロ当たりの、要するに給食に利用する米の供給される値段との差額を組んでると思うんですが、この差額というのは60キロ当たりで多分計算してるんだと思いますが、幾らの差額で計算した額なんでしょうか。

○佐々木榮七委員長 梅津和士農林課長。

○梅津和士農林課長 蒲生委員のご質問にお答えしたいと思います。

この負担につきましては、自主流通米、はえぬきを基準にしております。

学校給食の一般の県内の給食米については2等米を使用することになっているようでございますけれども、長井市ほかでは県内でもたくさんあるわけですが、次代を担う子供たちに1等米の地元のおいしい米を食べさせたいということでいろんな方法で負担を出しているようでございます。長井市では、1等米と2等米の差額、差、値段にしますと格差約600円になります。それとレインボープラン栽培認証米、特別栽培米として県に登録されておりますので、その特別栽培米の経費1,000円をプラスしまして、それに消費税を掛けまして1,680円の単価で負担をしているところでございます。以上です。

## 散 会

○佐々木榮七委員長 きょうは、これをもって散会いたします。

明日10時より引き続き再会いたしますから、よろしくお願いをします。

+

午後 5時00分 散会